

2 令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	笠松町水道事業					水道技術管理者名
浄水場名	笠松町水道第1・2水源					北川 恭之
採水の場所(住所及び施設名)	笠松町上新町172(第一保育所)					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他		健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 5月
水質検査委託機関名称						2回目 11月

水質基準項目	検査回数	根拠 ※1														
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
4 水銀及びその化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
5 セレン及びその化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
6 鉛及びその化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
7 ヒ素及びその化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
8 六価クロム化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
9 亜硝酸態窒素	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○		○						○					4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○		○						○					4	3ヶ月に1回
12 フッ素及びその化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
14 四塩化炭素	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
15 1・4-ジオキサン	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
17 ジクロロメタン	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
18 テトラクロロエチレン	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
19 トリクロロエチレン	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
20 ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	3ヶ月毎	○		○						○					4	3ヶ月に1回省略不可
21 ベンゼン	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
22 塩素酸	3ヶ月毎	○		○						○					4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○		○						○					4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		地下水												5	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○		○				○							4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○		○				○							4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎	○		○				○							4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○		○				○							4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○		○				○							4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○		○				○							4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎	○		○				○							4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○		○				○							4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
34 アルミニウム及びその化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
35 鉄及びその化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
36 銅及びその化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
37 ナトリウム及びその化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
38 マンガン及びその化合物	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎	○		○				○							4	3ヶ月に1回
41 蒸発残留物	3ヶ月毎	○		○				○							4	3ヶ月に1回
42 陰イオン界面活性剤	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回							○							1	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、水源が地下水のため
44 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回							○							1	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、水源が地下水のため
45 非イオン界面活性剤	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
46 フェノール類	年1回							○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水質浄水方法に変更がないため
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数	25	9	10	25	9	9	52	9	9	25	9	9				

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。